

平成 25 年 5 月 30 日

各 位

上 場 会 社 名 SBI ライフリビング株式会社
(コード番号：8998 東証マザーズ)
本 社 所 在 地 東京都渋谷区道玄坂一丁目 14 番 6 号
代 表 者 代表取締役社長 相原志保
問 合 せ 先 執行役員財務部長 圖子田健
TEL (03) 5456-8666 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 30 日開催の取締役会におきまして、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 23 期定時株主総会に定款一部変更の件を、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由 (目的)

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条 (単元未満株式についての権利) を新設し、これに伴い現行定款第 8 条以下の条数をそれぞれ繰り下げるものです。

現行定款第 6 条 (発行可能株式数) 及び第 7 条 (単元株式数) につきましては、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 5 月 2 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 1 日付で発行可能株式総数を 99,800 株から 49,900,000 株に変更し、単元株式制度を採用して 1 単元を 100 株とする旨定款変更決議をしております。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 7 条 (条文省略) (新設)	第 1 条～第 7 条 (現行どおり) <u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 3 8 条 (条文省略)	第 9 条～第 3 9 条 (現行どおり)

以上

〈本リリースに関するお問い合わせ〉SBI ライフリビング株式会社 管理本部 財務部 03-5456-8666